

マイクロバス・ハイエース使用にあたっての注意事項



社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会マイクロバス・ハイエースご使用の皆様へ、ご使用にあたり注意事項がございます。必ずご一読いただき適切なご使用をお願い申し上げます。

【牧之原市社会福祉協議会マイクロバス使用の目的】

- 本会は、『社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会マイクロバス運行管理規程』をもとに皆様に車輛を提供いたします。
- 本会マイクロバス・ハイエースは、本会の地域福祉事業、本会福祉施設、本会主催の行事、ふれあいいきいきサロン、市役所、市内教育機関、市内各地区、本会が携わる福祉団体の使用を目的に運行しております。
- 本会は、地域福祉の推進を念頭に置き団体からの使用申請を許可しております。車輛を使用される方々が出先にて福祉活動を通しご活躍されること、福祉に関して幅広い視点を持ち福祉活動に積極的に参加されること、そこで出会う人々と交流を図り自己実現の場が設けられること、今後の活動に刺激となる人間関係を構築し心身共に健康をもたらすこと等を期待しております。団体の使用目的が、観光や慰労等で本会の理念に著しく反する場合は使用を許可することはできません。
- 『社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会マイクロバス運行管理内規』にあるとおり、各団体で使用回数が決まっております。昨今、特定団体によるバスの乱用がございました。牧之原市内の福祉団体は増加の一途を辿り、これまでのように使用を希望される団体が、希望される日程で車輛をご使用いただくことが困難になりつつあります。そのため、空き状況確認時に希望日を変更していただくこともございます。皆様に平等にご使用いただきたく思いますのでご了承下さい。
- 使用は無償です。

【利用時間】

- 貸出は原則、月曜日から金曜日です。年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
- 車輛は、相良総合センター『い～ら』出庫午前8時30分、帰庫午後5時です。（午前8時30分にバスが配車場所に到着するという意味ではありませんので、ご注意ください。）相良総合センター『い～ら』と配車場所間の距離や時間配分を考慮し、予約をする配車時間及び解散時間はこの時間内でご計画下さい。

【定員】

- マイクロバス定員は、運転手を除き最大28名です。28席のうち、6席が補助席です。
- ハイエース定員は、運転手を除き最大9名です、9席のうち1席が補助席です。
- 車に乗ったらシートベルトを着用して下さい。お互いにご確認とご調整をお願いします。
- 6歳未満の幼児につきましては国土交通省で定められております乳児用補助装置（チャイルドシート）のご準備をお願いいたします。なおご用意できない場合は、本会にジュニアシートが15台ありますので事前にご連絡をお願いします。

【運行区域】

- 運行は県内のみです。県内においても、本会が安全を考慮し出発日に危険が伴うと判断した場合は行程を変更していただきます。
- 使用目的が市内・吉田町・御前崎市への送迎である場合、皆様を目的地までお送りしたのち車輜・運転手は一旦相良総合センター『い〜ら』まで引き返します。そして、皆様の帰宅時間に再びお迎えに上がります。お帰りの時間を申請書に記入し運転手にもお伝え下さい。

【快適にバスで過ごしていただくために】

- 車内は禁煙・禁酒です。車内で出たごみは必ず持ち帰り責任を持ち処分して下さい。
- 車内での器物破損・紛失における責任も団体にございます。貴重品や高価な物等は、ご自宅にて大切に保管して下さい。
- 本会車輜は一般大型バスのようなトランクルーム・収納スペースはございません。
- 手押し車等を持ちこむ場合、事前に乗り合わされる皆様同士で人数・置き場所をご確認下さい。多数の詰め込みはご遠慮ください。
- 降車の際は、忘れ物の確認・ごみ拾い・カーテンや窓の戸締まり等、運転手任せにせず必ず行ってください。

【保険】

- 本会は『中部自動車共済協同組合』の自動車保険に加入しております。事故の賠償は、保険で適応できる場合を除いて使用団体が責任を負います。
- 降車後の怪我、転倒、救急処置等につきましては自動車保険の適応は不可能です。各自加入保険等についてご確認していただき、自己責任として対応し

て下さい。

【予約】

- 仮予約は、利用希望日の3ヶ月前から受け付けております。時間は午前8時15分から午後5時まで、月曜日から金曜日までの間に受け付けます。使用希望団体の方からの電話や相良・榛原事務所へのご来所にて、空き状況を問い合わせただき、利用希望日を伺ったのち、仮予約ができます。
- 団体名、予約者名、連絡先、使用時間と行き先等は、その時点での予定で構いませんので仮予約時にお伝え下さい。
- 本会事業を第一優先にして運行しております。いくつかの団体が重複して同一日での使用を希望される場合があった場合は、受付順となりますのでご了承下さい。
- 利用をキャンセルする場合は、必ず速やかに相良事務所まで連絡してください。最低2週間前までにお願いします。

【マイクロバス使用申請書の提出方法】

- 仮予約をしてから、相良・榛原事務所にマイクロバス使用申請書を提出し、受理されたのち予約として扱われます。
- マイクロバス使用申請書は、相良事務所・榛原事務所の2箇所に置いてございます。仮予約後にご都合のよろしいほうへ赴きマイクロバス使用申請書のご記入をお願いいたします。また、マイクロバス使用申請書は、牧之原市社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。詳細はホームページでご確認ください。
- マイクロバス使用申請書はご使用の10日前までに提出して下さい。

【マイクロバス使用申請書の記入方法】

- マイクロバス使用申請書は、両面あります。記入漏れの無いようにご記入下さい。提出時、記入漏れがあった場合には申請は認められませんのでご注意ください。
- マイクロバス使用申請書の上記にある「団体代表者」の記入欄は、団体の代表者の方の氏名をご記入願います。必ず団体代表者の捺印を行って下さい。捺印が無ければ受け付けられません。
- マイクロバス使用申請書の「団体代表者」の下記にある「同乗者」の記入欄は、行程をご計画され、当日車輦に乗車し皆様を取りまとめられる方の氏名をご記入下さい。行程や申請等に関して、本会から連絡事項がございました場合、同乗者の方にご連絡いたします。連絡先は、必ず連絡が取れる電話番号

号をご記入下さい。

- 円滑にバスを使用するにあたり、行程を決める際に事前に行程の下調べを済ませて下さい。有料道路や有料駐車場を使用する場合は、使用する有料道路のIC名や区間、また有料駐車場の場所・料金を申請書にご記入下さい。
- 当日、運転手が運転に不便が無いように、地図に記載されている土地名や皆が知る正式名称等で具体的に記入してください。目的地の電話番号等を記入し、詳しい資料や地図を添付してくだされば助かります。「〇〇さんのお宅前集合」という記入はご遠慮下さい。
- 配車はバスが交通・駐車可能な場所を選定し、近隣の方々の迷惑にならないようにご配慮ください。必要時、当日までにその場の所有者への一報を済ませておいてください。
- マイクロバス使用申請書・裏面上記の「行程表」について、団体の方々のお体のご負担にならない行動可能な範囲で計画を立ててご記入下さい。詳しい時間・経路・交通状況・トイレ休憩等時間に余裕を持ち、ご記入下さい。
- 本会は、皆様の目的地や昼食場所・見学施設のチケットの予約及びお問い合わせ・旅行プランニングは一切行っておりません。目的地の開館時間・目的地での車椅子等設置・経路調整・駐車場・見学地予約状況等について、地図・パンフレットを収集し吟味して行程を選び、出発を決定するのは全て団体の役割です。
- マイクロバス使用申請書・裏面下記の「乗車名簿」には、乗車する方々の氏名、配車時間・場所をご記入下さい。当日の体調やご都合により、団体の方々の欠席・変更等があることは本会も承知しております。スムーズな運行のためにご記入下さい。
- ご記入いただいたマイクロバス使用申請書は、本会にて受理し会長印を捺印後、ご使用当日にマイクロバス使用許可書として団体にお渡しいたします。
- 燃料代、有料道路及び駐車場料金等は本会の負担であるがため、本会にて団体の使用状況を把握し、使用状況を留め今後に活かしていく必要があります。申請書類を適切に滞りなく提出してください。
- 使用について困ったことや疑問等がございましたら、どんなに些細なことでも構いませんのでご相談下さい。団体の方々のお力になれるよう対策を講じます。本会は、国土交通省の基準にのっとり適切な運営をしていきます。そのために、団体の皆様がルールを守り適切にバスを使用していただくことが必要不可欠です。ご協力をよろしくお願いいたします。

社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会／総務課

相良事務所：牧之原市須々木140番地 電話番号52-3500

榛原事務所：牧之原市静波 1 7 2 番地 1 電話番号 2 2 - 5 1 8 7